

平成24年10月30日

## 新時代の刑事司法制度特別部会（第14回）における意見

松木和道

### 1 刑の減免制度（論点1-1）

第10回の会議で配布していただいたペーパーでも述べましたが、犯罪を犯した人から本当のことを聞き出すことは、非常に難しく、本質的に困難なことではないかと想像できます。これまで多くの国民は、警察官や検察官は捜査のプロであるから、任せておけば適正な取調べをして、本当のことを話させてくれると信じてきたところがあるのではないかと感じます。しかし、最近の実情を見ると、無理な取調べも散見され、どうやら必ずしもそうではないぞ、ということになっているのではないのでしょうか。

このような点からしますと、今後は、捜査官に期待するばかりではなく、被疑者の側に対して、自発的に本当のことを話すような動機付けをするという視点が重要になってくると思います。そして、罪を犯して逮捕された人が最も関心を持っているのは、どのような刑罰を受けることとなるのかという点でしょうから、今回提示されている刑の減免制度は、その趣旨に沿うものと言えると考えます。

経済界では、いわゆる独占禁止法のリーニエンシー制度の下で、相当数の企業からの自主的な申告・報告がなされているのが実情です。これは、企業のコンプライアンス体制が整っていく中で、各企業が自分の行った違反について自主的な申告を促す仕組みと言え、公正取引委員会の資料によれば、制度導入後の6年間でこの制度を利用して480件の報告がなされたそうです。制度の利用が進むにつれ、色々な課題が見えてきたところもありますが、こうした制度は、無関係の企業を引き込むようなものではないと評価できるように思われますし、また、こうした制度が利用されることによって、違反行為を隠し通すことはできないという認識が業界内に広がることにもなってきていると感じられます。

そして、刑の減免制度は、このリーニエンシー制度と同様のものを刑事手続に導入するものと言えるように思います。このような仕組みの下で、罪を犯した人であっても、きちんと本当のことを話すようになり、それに対して適正な恩典が与えられる事例が積み重なれば、その影響は、被疑者全体についても広がり、これまで専ら警察や検察の努力に依存してきたものが軽減されて、無理な捜査が減ることに繋がるものと考えます。

このような良い循環を生むためにも、自分がやった犯罪についてきちんと話した人には、それに見合う形で軽減された処罰や処分がなされるということを、単なる運用ではなく、基本的な仕組みとして分かりやすい形で定めることは必要なことだと考えます。また、自分の犯罪について供述することが他人の犯罪について供述することとなる場合

もあると思われまし、組織的犯罪などにおいては他人の犯罪事実を知る機会も多いと思われましから、自分のことだけでなく、他人の犯罪について協力した場合も、同様に、処分や刑の軽減が認められるような仕組みを設けてよいと思います。

## 2 協議・合意制度（論点1-2）

私は、今回の改革の機会に、どのような形であれ、日本も協議・合意制度のような仕組みを導入するべきだと考えています。

事案をきちんと解明して、処罰するべき人をきちんと処罰するためには、その犯罪に関わった人に本当のことを話してもらわなければなりません。しかし、そのための方法が取調べしかないということはないと思います。弁護士も関与して、自分がどのような処分を受けることとなるかについてある程度の見通しを持ちながら、本当のことを話すかどうか、あるいは、処分を受け容れるかどうかを判断できるような手続として、協議・合意制度が導入されるべきと考えます。

国民の感情として、犯罪を犯した者と「取引をする」というと抵抗がある人もいるかもしれまし。しかし、例えば、企業が、そのコンプライアンス体制に基づいて、その企業としてきちんと企業内の犯罪を解明し、内部処分もした上で、それに基づいて法人に対するものを含む処分の内容について検察官と協議するような形は、その企業で再度犯罪が起きることを防ぐ上でもあってよいのではないかと考えますし、こうした仕組みは、企業の組織や意思決定プロセスともなじむものだと思います。こうした自己負罪型に類似する制度に違和感が強いのであれば、まずは、事案を解明し、本当に処罰するべき人を処罰することに役立つという点から、捜査・公判協力型の制度の導入が検討されてよいのではないのでしょうか。そして、捜査・公判協力型の制度の運用の中で、更に会社犯罪になじむような協議・合意の在り方を見出していくということもあり得ると思います。

きちんと捜査や公判に協力した人に対して処分や刑を軽減してあげるということは、公平な刑事司法制度を目指す上で、決しておかしなことではないと思います。そうであるとするならば、協議・合意を通じて結果としてそういう形になることもおかしことではないはずであって、「取引」という言葉のイメージに過度に引きずられることなく、このような仕組みの有用性が正当に評価されるべきだと思います。

現在の取調べで供述を得るという手法は、もちろん有効なこともあるでしょうが、たとえば大規模な事件では、時間がかかり、多数の関係者の負担の上に成り立っている捜査のやり方だと思います。アメリカでは、司法取引を活用して大胆かつ迅速に捜査を遂げていると聞いており、もちろん問題もあるでしょうが、良い点については、日本にも見合う形で導入するべきではないのでしょうか。

協議・合意のような制度を設けることについては、反対の意見もあるのではないかと

予想しますが、私の経験からしても、こうした制度が会社犯罪や経済犯罪とは極めて親和性が高いことは明らかなと思いますので、犯罪類型ごとの検討や具体的な制度のつくり方のところで懸念を和らげるような工夫をして、この制度を導入すべきだと考えます。

### 3 被疑者・被告人の身柄拘束・出頭確保の在り方（論点2）

身柄拘束については、本来、証拠隠滅や逃走を防止するためのものであると理解しています。しかし、実際に刑事手続で起きていることを仄聞するにつけ、取調べの在り方とも関連して、現在でも、なお、身柄拘束が被疑者に不当な圧力をかけるために用いられているのではないかと、身柄拘束の負担をより軽くする方策があってもよいのではないかと考えを抱いています。

本当に犯罪を犯した人が、証人となる人に圧力をかけたり、証拠物を隠滅したりするようなことは防ぐ必要があるのでしょうし、十分な取調べをして供述を求める必要があるという捜査機関側の事情も分かります。

しかし、身柄拘束は、特にそれまで社会人として前科もなく生活を送ってきた人にとっては、その生活を全く異なったものに変える極めて強力な手段だと思います。そして、一度逮捕されると、そのまま20日間勾留され、その時点までに釈放されなければ更に勾留が続く可能性があるということは、被疑者にとって非常に大きな負担になると思います。

このようなことから、私としては身柄拘束をめぐる現状がこのままでよいのかについては疑問を感じるどころであり、そのどこに問題があるのかをよく見極めたうえで、検察や裁判所の運用にただ委ねるのではなく、捜査に大きな支障を生じさせるような制度の導入や改正というものはなかなか難しいでしょうが、運用を改める契機となるような制度の導入や改正を行い、それを通じて身柄拘束をめぐる現状を変えていくということも考えてよいのではないかと思います。

以 上